

子どもらしく過ごすことは、子どもが持っている「育つ権利」

「ヤングケアラー」と呼ばれる 子どもたちが心配されています。

ヤングケアラーとは、日常的に親やきょうだいのお世話をしたり、家事を行ったりする子どものこと。本当は大人がやるはずのことを子どもがやることで、勉強や部活、友達と遊ぶ「子どもらしい時間」が減り、その子の将来に良くない影響を与えてしまうとされています。



例えばこんな子どもたち



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話を見守りをしている



目が離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

沖縄県ヤングケアラーチャンネル

友だち登録受付中!
LINEの友だち登録はこちら▶



子育てに悩んだり、虐待かも…と思ったら

まずは下記までお問い合わせください。

あなたの“気づき”が子どもたちの未来を守ります。

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく
189

- 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- 通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

沖縄県

大人のための

沖縄県子どもの権利を尊重し 虐待から守る社会づくり条例

ハンドブック



「子どもの権利」
あなたはいくつ
知っていますか?



1人1人が自由な社会へ!

11月17日は「おきなわ子どもの権利の日」

11月17日～23日は「おきなわ子どもの権利週間」です。



子どもの権利を大切にし、子どもを虐待から守るための条例が制定されました！

沖縄県では、沖縄の子どもたちの権利を守るために、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」を制定し、令和2年4月に施行しました。

全ての子どもは次の社会を担うかけがえのない存在です。子どもを一人の人間として、また権利の主体として尊重し、健やかな成長を保証することは社会全体の責務です。

子どもの権利を守るために



子どもと大人は対等かつ全面的なパートナーです。
子どもを子ども扱いしすぎず、
子ども自身の選択・決定を大切にすることが重要です。

子どもの権利とは？

子どもの権利は、18歳未満の全ての子どもたちが持っているものです。
世界中の子どもたちがしあわせに育ち、心も体も健康に生きていくために、

1989年の国連総会で「子どもの権利条約」が採択されました。



子どもの権利侵害！体罰は、絶対にダメ！

しつけと体罰の違いについて、悩んでいる方もいると思います。たとえしつけのためだと思っても、子どもの身体に何らかの苦痛を与える行為は体罰に該当し、法律で禁止されています。

体罰の始まりは、とても些細なことかもしれません。最初は軽いつもりでもエスカレートしてしまい、取り返しのつかない事故を引き起こすこともあります。

体罰以外にも、子どもへの暴言や、卑猥な行為、育児放棄など、子どもの健やかな成長に悪い影響を与える言動は絶対にいけません。

しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、社会において自立した生活が送れるようにサポートする行為です。しつけをするときには、子どもの発達や状態に合わせて、どうすれば良いのか、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

大人の役目を考えよう。

子どもは、一人の人間です。

子どもの権利を尊重し、虐待から守るためには、保護者だけでなく地域や行政が連携し、虐待の早期発見と、虐待防止の環境づくりに努めていかなければなりません。



県民の役割

県民は、子どもの権利についての理解を深めるとともに、虐待の防止や早期発見の協力に努めましょう。
(条例 第6条「県民の責務」)

保護者の役割

保護者は、子どもが心身ともに健やかに成長できるように努めましょう。また、どんな理由があっても体罰をしてはいけません。
(条例 第7条「保護者の責務」)

子どもの権利 4つの大切なこと

1

生きる権利

住む場所があり、防げる病気で命が奪われないこと。

2

育つ権利

勉強したり、遊んだりして、自分らしく育つことができること。

3

守られる権利

暴力やひどい扱いを受けることのないように守られること。

4

参加する権利

自由に発言したり、集まってグループを作ったりできること。

※参考 公益社団法人ユニセフ協会HP 子どもの権利条約

気になる「子どもの権利」について Q&A

Q: 子どもの権利は、子どもの要求(わがまま)を許すということですか？

A: 子どもの権利を尊重するのは、わがままを許すということではありません。「野菜を食べたくない」「ゲームをやりたい」「寝たくない」等については、子どもの健全な成長のために、必要な範囲で子ども本人がやりたいことを制約しても構いません。何のために、どうして子どものやりたいことを制約するのか、きちんと説明し、子どもが理解してくれることが重要です。

Q: しつけとして、手をパチッとたたくことは、子どもに悪い影響はないでしょうか？

A: 手を軽くパチッと叩くことも体罰にあたり、子どもに恐怖感を与えてしまう可能性があります。体罰では子どもの善悪の判断や社会規範を育てることができず、それを見たほかの子どもにも悪影響を与えてしまいます。たとえしつけのつもりであっても、絶対にしてはいけないことです。